

審査基準全編にわたる改訂の骨子について

1. 経緯

審査基準専門委員会WGでは、平成26年8月に開催された第1回会合において、改訂の基本方針等の審議が行われた。その後、平成26年10月から平成27年6月にかけて開催された第2回～第5回会合において、国際的に通用する審査基準という観点から新設が望まれる「不特許事由」及び「発明の新規性喪失の例外規定」の審査基準について、また、特に委員から御指摘のあった、「進歩性」、「記載要件」及び「審査の進め方」の審査基準について、新設・改訂の方針の審議が行われた。

2. 審査基準全編にわたる改訂の骨子【審議事項】

第1回会合で了承された改訂の基本方針に沿って、第2回～第5回会合で了承された事項のほかに、改訂が必要な事項がないか検討を行ったところ、審査基準をより分かりやすいものとするために、例えば、次のような事項について改訂することが望ましいと考えられる。

- 発明の単一性の審査基準における、審査の効率性に基づいて審査対象とする発明の明確化について（資料3の項番5を参照）
- 進歩性の審査基準における論理付けのための種々の要素を進歩性が肯定される方向に働くものと否定される方向に働くものとに整理することについて（資料3の項番10を参照）
- 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明の掲載時期の扱いの明確化について（資料3の項番12を参照）
- 進歩性の拒絶理由が維持されないと判断される場合の例示について（資料3の項番13を参照）
- サブコンビネーション発明に関する記載要件及び新規性の判断の明確化について（資料3の項番4、14を参照）
- 優先権主張の判断に当たって「新規事項の例による」という説明の具体化について（資料3の項番18を参照）

そこで、資料3に挙げられた事項を改訂の骨子とし、当該骨子に沿って審査基準の改訂を行うこととしてはどうか。

3. 今後の予定

改訂審査基準案は、従前と同様、パブリックコメント手続（意見公募手続）にかけて、その後、10月中を目途に改訂審査基準の運用開始を目指すこととしてはどうか。

7月8日（水）	パブリックコメント手続（意見公募手続）開始
8月6日（木）	パブリックコメント手続（意見公募手続）締切り
9月中旬	改訂審査基準公表・パブコメ回答公表
10月上旬	改訂審査基準運用開始